



なかてっこ

令和5年(2023年)
11月1日 11月号
豊中市立中豊島小学校
校長 三星 美八子

11月

音楽発表会、ありがとうございました！

あたたかいご声援ありがとうございました。

10月20日(金)では、本校の音楽発表会においていただき、ありがとうございました。子どもたちにとっては、保護者の皆様方に励ましていただくことが、何よりうれしかったようです。本当にありがとうございました。今後も、子どもたちが健やかに成長することができるよう、職員一同取り組んでまいります。引き続きご理解いただきますようお願いいたします。

1年生
斉唱「うちゅうじんにあえたら」
合奏「すずめがちゅん」

写真については肖像権の観点等から、紙媒体でご確認ください。

写真については肖像権の観点等から、紙媒体でご確認ください。

2年生
合唱「青い空に絵をかこう」
合奏「こぎつね」

写真については肖像権の観点等から、紙媒体でご確認ください。

3年生 斉唱「とどけようこのゆめを」
リコーダー奏「はじめてのリコーダー」
リコーダー二重奏「あの雲のように」
リズム打ち「奏〜109の音〜」
斉唱「夕日が背中を押してくる」

写真については肖像権の観点等から、紙媒体でご確認ください。

4年生 斉唱「TODAY」
リコーダー奏「森のハーモニー」
リコーダー二重奏「もののけ姫」
斉唱「いのちの歌」

写真については肖像権の観点等から、紙媒体でご確認ください。

5年生 斉唱「夢色シンフォニー」
リコーダー二重奏「花祭り」
二部合唱「変わらないもの」

写真については肖像権の観点等から、紙媒体でご確認ください。

6年生 斉唱「ふるさと」
二部合唱「この星に うまれて」
合奏「オペラ座の怪人」

人権学習会

10月2日(月)2時間目、3時間目に、低学年と高学年に分かれて、全児童対象に人権学習会を実施しました。

井上鈴佳さんにお話しいただきました。昨年は当時の6年生(現在中学1年生)のみに、お話しいただきましたが、今年度は全児童実施となりました。

難しい課題のLGBTQについて、児童の発達段階を十分考えて、わかりやすくお話いただいたので、子どもたちは興味をもちながら、しっかり聞くことができました。大変有意義な学習をすることができました。

6年生 卒業式の日程

以前お知らせした通り、今年度の卒業式は

令和6年(2024年)3月18日(月)です。

ご確認くださいませよう願いたします。

**11月14日(火)1・3・6・年と11月16日(木)
2・4・5年は参観です。**

子どもたちのがんばりを見てあげてください。



**12月7日(木)8日(金)11日(月)12日(火)13日(水)
は個人懇談会です。**

限られた時間ではありますが、お子様のことについてお話しして、充実した時間になればと考えています。あらかじめ、お聞きになりたいことをまとめていただくと、時間を有効に使えると考えています。



創立150周年

来年の令和6年(2024年)3月は、いよいよ150周年を迎えます。

中豊島小学校は創立、明治7年(1874年)3月ですから、大変歴史のある小学校です。150周年の実行委員会を校内で立ち上げ、式典(令和6年2月29日(木))に向けて、実行委員会で様々なことを話し合っています。とても楽しみです。今後ともご協力の程願いたします。



※裏面もご覧ください。

マスク着脱について

マスクの着脱は、厚生労働省の考えをうけて、豊中市教育委員会の指示に学校は従っています。マスク着脱は個人の判断ですので、職員が強要することはございません。お子さん自身がマスクを着用したい場合もあるかもしれません。予備のマスクをランドセルに入れていただくと大変助かります。現在、学校では子ども用のマスクが不足しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
※厚生労働省のマスク着脱の考えを、参考までに、のせておきます。

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では**マスクの着用を推奨**します。

・ **医療機関を受診する時**

・ 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する **医療機関や高齢者施設などへ訪問する時**

・ **通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス（*）に乗車する時**（当面の取扱）

（*）概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

そのほか、

○ **新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時**については、感染から自身を守るための対策として**マスクの着用が効果的**です。

<症状がある場合など>

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、**周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください**。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する **医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨**しています。

[留意事項]

○ 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。

○なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。

○マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。ただし、障害特性等により、マスク等の着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮をお願いします。